

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年4月16日～2020年4月22日)

令和2年(2020年)4月24日

H E A D L I N E S

## 政治

国内制限措置の解除行程案の発表  
ムルゼク新科学・高等教育大臣の任命  
ワルシャワ・ゲットー蜂起77周年  
野党「市民プラットフォーム」による大統領選挙に関する提案  
ドゥダ大統領による社会福祉政策の維持に関する宣言への署名  
最高裁の決議に関する憲法法廷の判決  
慈善団体による中国からの医療物資の輸送に関する発表  
ドゥダ大統領とズラビシヴィリ・ジョージア大統領の首脳電話会談  
モラヴィエツキ首相と李克強中国国務院総理との電話会談  
欧州議会によるポーランドの大統領選挙実施の批判を含む決議の採択  
ドゥダ大統領とトランプ米国大統領の首脳電話会談  
米国への新型コロナウイルス感染症対応支援  
モラヴィエツキ首相とミシェル欧州理事会議長との電話会談  
シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣のV4担当政府全権委員任命  
ドゥダ大統領及びブワシュチャク国防相、ストルテンベルクNATO事務総長と電話会談  
EU外務理事会の開催  
モラヴィエツキ首相とメルケル独首相及びV4諸国首相との会談  
ポーランド軍によるビエブジェ国立公園の火災鎮火支援  
ポーランド軍医官をスロベニアへ派遣  
ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動

## 治安等

カメルーン人による新型コロナウイルス感染症の拡大を利用したマスク転売詐欺  
チェルノブイリ原子力発電所付近で発生した火災に関連した政府の対応  
イスラム過激派関係者の拘束  
警察、新型コロナウイルス感染症の拡大を利用した新手の詐欺に注意喚起  
ポーランド・ドイツ国境で衛生検査逃れを試みた男の摘発  
警察による押収アルコールを使用した消毒液生産の拡大  
ヴロツワフの医療研究施設で発生した衛生用品盗難事件

## 経済

ドゥダ大統領、危機対策パッケージ(第二次)関連法案に署名  
政府、追加の危機対策措置の発表を予定  
危機対策パッケージへのEU基金の活用  
ムーディーズによる経済見通し  
3月のコア・インフレ率  
フィッチ、ポーランドのGDP成長率予測を更に引き下げ  
道路投資関連動向  
新型コロナウイルス感染症による賃金削減の影響  
賃金・雇用関連動向  
鉱工業生産のトレンド  
EUにおける新たな税制度の創設の可能性  
ポーランドの小売売上の減少  
モラヴィエツキ首相の新中央空港事業に関する発言  
国営石油企業 PKN Orlen 社による国営電力企業 Energa 社の買収動向  
クルティカ気候大臣の新型コロナウイルス感染症のエネルギー政策への影響に関する発言

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。  
問合せ先：大使館領事部 電話 2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

## 大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

欧州でのテロ等に対する注意喚起

「たびレジ」への登録のお願い

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

マイナンバーカード取得のお願い

大使館広報文化センター開館時間

文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治

内 政

### 国内制限措置の解除行程案の発表【16日】

16日、モラヴィエツキ首相は、現在実施されている日常生活及び経済活動への国内制限措置を四段階に分けた解除行程案を発表した。同行程案に従い、4月20日より第一段階として、レクリエーション目的での移動制限の解除（口鼻を覆う必要あり）、公園及び森林地域への制限の解除、店舗への入店人数制限の緩和等が実施された。また、第二段階として宿泊施設や一部文化施設の営業再開、第三段階として飲食店での店内サービスの制限付きでの再開や保育園、幼稚園、小学校低学年（1～3年生）の児童保育の再開、第四段階としてスポーツジム、フィットネスサロンの営業再開や新たな衛生条件の下での劇場及び映画館の営業再開等を定めている。なお、第二段階以降への移行は国内の感染者数や医療状況を勘案して決定するとし、具体的な日付は示されていない。

### ムルゼク新科学・高等教育大臣の任命【16日】

16日、ドゥダ大統領は、6日のゴヴィン副首相兼科学・高等教育大臣の辞任を受け、ムルゼク開発副大臣を新たな科学・高等教育大臣に任命した。ムルゼク新大臣は、2002年～14年にシフィドニツァ市長を務め、2015年に下院議員に初当選し、現在2期目。2019年12月から開発副大臣を務めていた。

### ワルシャワ・ゲットー蜂起77周年【19日】

19日、ナチス・ドイツ占領軍にユダヤ人が対抗したワルシャワ・ゲットー蜂起から77周年を迎え、モラヴィエツキ首相が大統領の名代としてゲットー記念碑に献花を行った。同首相は、我々は尊厳と名誉のために英雄的な戦いを行った者達を記憶しており、ゲットー蜂起は多大な勇気ある行動であると同時に、ナチス・ドイツ軍の極めて抑圧的なユダヤ人政策に対する絶望の叫びであったと述べた。

### 野党「市民プラットフォーム」による大統領選挙に関する提案【20日】

20日、野党「市民プラットフォーム」のブトカ党首は、5月10日に予定される大統領選挙の実施に関し、安全かつ憲法に反しない手段として、「自然災害事態」を宣言して同選挙の実施を延期した上で、1年後となる2021年5月に実施すべきとの提案を行った。同党首は、選挙の平等性と秘密性の保障を重視し、通常の投票所での投票に加えて、補助的な手段としてインターネットによる投票の整備を提案した。

同日、同党首は、憲法改正による大統領選挙の2年延期を主張している連立与党「合意」のゴヴィン党首と会談し、同案を説明した。ゴヴィン党首は、会談後、同案の合憲性や野党内での協力可能性について疑問があり、大きな意見の相違があるとした上で、現実的な唯一の選挙延期の政策案は、「合意」の主張する憲法改正案であると述べた。

### ドゥダ大統領による社会福祉政策の維持に関する宣言への署名【20日】

20日、ドゥダ大統領は、大統領選挙で再選した場合に、児童手当「500+」の廃止や年金受給開始年齢の引き上げには同意しないと発言し、宣言文への署名を行った。同大統領は、過去5年はポーランドにとって良い時代であり、シドゥウオ前首相やモラヴィエツキ首相と共に、ポーランド社会、国家の発展及び経済成長に資する政策を実施できたことと成果を強調した。

### 最高裁の決議に関する憲法法廷の判決【20日、21日】

20日、憲法法廷は、1月23日に最高裁判所民事部、刑事部及び労働・社会保障部が発表した、新たな全国裁判所評議会(KRS)により選出された判事の参加する審理は正当ではないとする決議について、同決議はポーランド憲法、EU条約及び欧州人権規約に反するとの見解を発表した。本決議をめぐっては、モラヴィエツキ首相がその合憲性に関する審理を憲法法廷に求めていた。また、翌21日、憲法法廷は、ヴィテク下院議長が裁判官の

地位に関する下院、大統領及び最高裁の権限範囲をめぐる判断を要請していたことを受け、KRSによる選出を経た上で大統領による裁判官の任命が最終的なプロセスであり、最高裁は裁判官の地位について判断する権限を有しないとの見解を示した。また、同法廷は、司法制度の変更は国会の専権事項であり、最高裁に同様の効果をもたらす法解釈は認められないとしている。

#### 慈善団体による中国からの医療物資の輸送に関する発表【21日】

21日、ポーランドの慈善団体「Poland's Grand Christmas Aid Orchestra」は、20日に中国から購入した医療用フェイスマスク(N95及びKN95)5万枚と防護用品セット5万個をポーランドに輸送し、近日中にも同様の医療用フェイスマスク20万枚と一般用の三層マスク100万枚の輸送を予定している旨を発表した。

### 外交・安全保障

#### ドゥダ大統領とズラシヴィリ・ジョージア大統領の首脳電話会談【16日】

16日、ドゥダ大統領はズラシヴィリ・ジョージア大統領と電話会談を行った。ズラシヴィリ大統領は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を受け、ポーランドによる医療物資の提供や自国民の帰国への支援に対する謝意を表明した。両大統領は、同感染症の拡大防止と経済危機の回避について協議し、ジョージアをはじめとするEUのパートナー国との緊密な協力の必要性を強調した。

#### モラヴィエツキ首相と李克強中国国務院総理との電話会談【16日】

16日、モラヴィエツキ首相は、李克強中国国務院総理と電話会談を行い、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策及び医療物資の購入について協議し、その購入手続きと品質の検証につき合意した。両首相は、(新型コロナウイルス感染症という)共通の脅威に対する更なる協力を確認し、同感染の拡大は公衆衛生の問題に留まらず、全く新しい経済的課題を生じさせているとの認識で一致し、同感染症の終息まで専門家間の協力を維持・発展させていくことに期待を表明した。モラヴィエツキ首相は、ポーランドは危機分析及びサプライチェーンの管理における中国との対話の必要性を認識しており、また、両国にとり有益で双方向的な経済関係を拡大する用意がある旨述べた。

#### 欧州議会によるポーランドの大統領選挙実施の批判を含む決議の採択【17日】

17日、欧州議会は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策におけるEUの対応に関する決議を、賛成395票、反対171票、棄権128票で採択した。同決議には、民主主義と法の支配の保護に関するパラグラフが設けられ、ポーランドの大統領選挙の直前での選挙法改正は同国の憲法法廷の判例に反しており、また、同感染症が拡大する中での選挙実施は国民を危険にさらし、自由、平等、直接性、秘密性といった選挙原則を揺るがすと批判している。

同日、ドヴォルチク首相府長官は、同決議は偽善

的であると批判し、郵便投票の対象を拡大する選挙法の改正は、現在の情勢下で安全に投票を実施するための変更であると主張した。また、同長官は、同決議は明確な政治的側面を有しており、国政野党出身の欧州議員が支持獲得のために現状を利用しているとして非難した。

#### ドゥダ大統領とトランプ米国大統領の首脳電話会談【18日】

18日、ドゥダ大統領とトランプ米国大統領は電話会談を行い、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関し、ワクチン及び治療方法に関する両国科学機関の共同研究、迅速な検査が可能な最新検査キット、ポーランドの医療チームのシカゴへの派遣を中心とする二国間協力につき協議した。また、両大統領は、NATOの強力かつ明確な役割が求められており、NATOによる強力な医療面及び軍事面での関与の可能性の協議が必要であると強調した。更に、両大統領は、新型コロナウイルス感染症のピークが過ぎた後に、両国の経済発展への迅速な回帰を支援するため、経済、ビジネス、投資及び貿易分野での協力についても議論した。

#### 米国への新型コロナウイルス感染症対応支援【18日、22日】

18日、シチェルスキ大統領府長官は、ドゥダ大統領とトランプ大統領との電話会談の内容について触れ、ポーランドが米国イリノイ州シカゴに所在する健康医療施設を支援するため軍事医療スタッフを同地へ送る予定であることを明らかにした。同活動によりポーランド及び米国の医官が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)患者の治療に関する経験を獲得し共有させることが目的とされている。

22日、ブワシュチャク国防相は、明日(23日)軍事救急救命士9名をシカゴへ派遣する予定であり、COVID-19との戦いにおける米国支援の他、間に合わせのための簡易病院の立ち上げ要領についても学ぶ予定であると発表した。同任務の内容には、医療スタッフへの個別指導やウェブ会議も含まれている。

#### モラヴィエツキ首相とミシェル欧州理事会議長の電話会談【21日】

21日、モラヴィエツキ首相は、23日に開催予定の欧州理事会を前に、ミシェル欧州理事会議長と電話会談を行った。会談では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関し、衛生面での安全保障、EU域外との協力、EUの経済復興政策について議論され、モラヴィエツキ首相は、各EU加盟国の様々な需要を踏まえた新たなマーシャル・プランが必要であると主張した。また、同首相は、次期EU多年度予算に関するポーランドの要望を伝えた。

#### シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣のV4担当政府全権委員任命【21日】

21日、モラヴィエツキ首相は、シンコフスキ・ヴェル・センク外務副大臣を、V4議長国及びV4結成30周年担当政府全権委員に任命した。ポーランドは本年7月より1年間、V4の議長国を務める予定である。

#### ドゥダ大統領及びブワシュチャク国防相、ストルテンベルクNATO事務総長と電話会談【21日】

21日、ブワシュチャク国防相は、ストルテンベルクNATO事務総長と30分間の電話会談を行った。同会談においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大がNATO防衛や抑止力に影響を及ぼすことはないという事が双方で確認された。また、ポーランドが枠組み国となっている化学・生物・放射能・核防衛多国籍大隊（CBRN多国籍大隊）の運用について議論され、同部隊の運用開始が準備されている。また、ドゥダ大統領とも同事務総長と電話会談が行われ、偽情報について議論が行われた。現在、NATOの任務の一つはパンデミック下における偽情報との戦いであり、NATO同盟国のシステム内において同種の事案が頻発している。

#### EU外務理事会の開催【22日】

22日、EU外務理事会がテレビ会議の形式で開催された。同会合では、主にウクライナ情勢や東方パートナーシップ政策について議論され、チャプトヴィチ外相は、EUはウクライナ新政権の改革プログラムを全面的に支援すべきであると強調した。各国外相は、ウクライナにおける改革プロセスと新型コロナウイルス感染症による影響、ウクライナ東部情勢につき議論し、東部地域における治安・人道状況はロシアの支援する独立派の活動により依然として不安定であると評価した。また、21日には、ウクライナ外相、欧州諸国外相、EU拡大担当欧州委員等の参加により、ウクライナとの協力に関するテレビ会議が開催され、チャプトヴィチ外相は、ロシアによるウクライナへの圧力は弱まっておらず、ウクライナの主権と領土一体性に対するEUの一貫した支援の継続が不可欠であると強調した。

#### モラヴィエツキ首相とメルケル独首相及びV4諸国首相との会談【22日】

22日、モラヴィエツキ首相は、23日の欧州理事会を前に、メルケル独首相及びV4諸国首相とそれぞれテレビ会議の形式で会談を行った。メルケル独首相との会談では、両国の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の状況と対応について協議し、モラヴィエツキ首相は、財政支援と基金活用に関する施策の早期策定の必要性を強調し、同感染症の拡大による経済的な影響は加盟国ごとに様々であるとして、柔軟な対応を主張した。また、同首相は、EU予算の新たな財源に関する議論の必要性についても主張した。V4諸国首脳との会談では、新たな財源の積極的な検討をはじめ、次期EU多年度予算及び欧州復興基金に関する共通の立場を確認した。モラヴィエツキ首相は、雇用の維持と欧州の経済発展に資する野心的な投資政策の必要性を強調した。

なお、シマンスキEU問題担当大臣も欧州理事会に先立って加盟国代表とテレビ会議を行っており、COVID-19からの再建を図る財源として提案されている欧州復興基金について、全ての加盟国に開かれ、かつ返済不要なものとするべきとの意見を示した

#### ポーランド軍によるビエブジェ国立公園の火災鎮火支援【22日】

22日、ブワシュチャク国防相は、自身のツイッターにおいて、ビエブジェ国立公園（ポーランド北東部）の火災に関し、ポーランド軍統合参謀長に航空機及びヘリコプターを同地へ派遣するよう命じたと発表した。派遣された兵士は、火災の結果及び拡大する方向について評価する予定。また、領域防衛軍は、消火活動を行う消防隊員の支援を現場において行う予定である。

#### ポーランド軍医官をスロベニアへ派遣【22日】

22日、ポーランド国防省は、ツイッターにおいて、軍事医療機関所属の4名の医官を4月24日までの間、訓練医療任務に参加させるため、本日（22日）スロベニアへ派遣すると発表した。同任務の目的は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）患者に対する支援要領に関する経験と知識を共有することである。

#### ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動【23日】

23日、9,100名のポーランド軍兵士等により、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大防止のための活動が継続されており、116か所の社会福祉ホームへの支援が既に行われている。また、領域防衛軍司令官は800か所の同ホームと連携をしている。

**カメルーン人による新型コロナウイルス感染症の拡大を利用したマスク転売詐欺【16日】**

警察は、米国の医療機器メーカーの担当者を装い、医療用マスク10万枚を売却するとの名目で香港の企業から150万ズロチをだまし取った疑いでワルシヤ在住のカメルーン人の男を逮捕し、被疑者宅からコンピュータや携帯電話、電磁記録媒体を押収した。

**チェルノブイリ原子力発電所付近で発生した火災に関連した政府の対応【18日】**

18日、ポーランド原子力庁(PAA)は、チェルノブイリ原子力発電所付近で発生した森林火災に伴い、インターネット等でポーランド国内に放射線物質を含んだ雲が流入しているなどの情報が拡散されていることについて、国内の情勢は平穏であり、国民の身体や健康に全く影響はないと述べた。また、PAAは、同じくインターネット等で拡散されているマゾヴィエツキエ県シフェルクの原子力研究施設で事故が発生したとする情報についても事実無根としている。クリティカ気候大臣も、上記2情報は事実に基づくものではないと述べ、偽情報拡散活動の一環として行われたものか否か調査を行っているとしている。

**イスラム過激派関係者の拘束【20日】**

20日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、公安庁(ABW)の要請に基づき、国境警備隊が「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)関係者とみられるレバノン人男性を拘束したと述べた。被疑者の氏名等は明らかになっていない。同拘束は、16日に行われ、ABWの収集した情報によれば、被疑者はポーランド及びEU加盟国でのネットワーク構築を計画しており、インターネットを使ってISIL組織やEU諸国のISIL関係団体関係者とやりとりしていたほか、西欧諸国でのテロ攻撃実行を目指していたと見られている。また、被疑者はシリアに残存する同組織構成員への財政支援も行ってたとされる。被疑者は、裁判所の決定に基づき、ビャウストクの外国人監視センターに収監された。

**警察、新型コロナウイルス感染症の拡大を利用した新卒の詐欺に注意喚起【20日】**

国家警察本部は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の検査を行うとの名目で電話をかけ、検査代金と称し金銭をだまし取る手口の詐欺が複数発生しているとして警戒を呼びかけている。ポーランドでCOVID-19の検査を実施できるのは研究機関ないしは病院のみであり、通常、これらが検査を勧誘する電話をかけることはない。警察は、不審な電話を受けた場合は直ちに警察に通報するよう呼びかけている。

**ポーランド・ドイツ国境で衛生検査逃れを試みた男の摘発【21日】**

20日夜、国境警備隊は、独・ゲーベンとポーランド・ゲーベン間を結ぶ国境検問所で貨物車両の内部に隠れ、密入国を試みたポーランド人男性を拘束した。同男性は、衛生検査を受けると14日の隔離措置の対象となることから、これを逃れるために検査逃れを試みたと供述している。同男性と同男性が乗っていた車両を運転していた運転手にはそれぞれ500ズロチの罰金が科せられ、男性には合わせて強制隔離も言い渡された。

**警察による押収アルコールを使用した消毒液生産の拡大【22日】**

警察はグダンスクで押収された高濃度アルコール25,000リットルを再精製し、消毒用アルコールを生産すると発表した。同アルコールはサウジアラビアから空気清浄機の名目で密輸されたもので、市場価格は約100万ズロチ相当とされる。

**ヴロツワフの医療研究施設で発生した衛生用品盗難事件【22日】**

警察は、ヴロツワフの医療研究施設に侵入し、施設内に保管されていたマスクや防護手袋等の衛生用品を盗難したとして38歳の男を拘束した。男が盗難した衛生機器の大半は、警察によって無事に確保されている。男には10年以下の自由剥奪が科せられる見込み。

**ドゥダ大統領、危機対策パッケージ(第二次)関連法案に署名【17日】**

17日、ドゥダ大統領は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する危機対策パッケージ(第二次)関連法案に署名した。第一次案からの主

な変更点は、自営業者に対する3か月分の社会保障費支払い免除について、対象を2020年4月1日以前に起業した者に拡大(当初は同年2月1日以前)、従業員数10~49名までの中小企業に対する3か月分の社会保障費負担額の50%減免措

置(既に支払い済みの分も対象となる)、自営業者を対象とした一時給付金支給条件の給与制限(平均月収の300%超は対象外)の撤廃、零細企業を対象とした上限5,000ズロチの低金利融資の返済免除条件(雇用の維持)の緩和等が含まれている。

#### 政府、追加の危機対策措置の発表を予定【21日】

21日、モラヴィエツキ首相、エミレヴィチ副首相兼開発大臣、マロング家族・労働・社会政策大臣は、共同記者会見において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への追加の危機対策措置を24日にも発表予定と述べた。追加措置には、BGKを通じた利払い補填(予算2億7,000万ズロチ)、公共調達法の改正、ドイツをモデルとした外国資本による敵対的買収からのポーランド企業の保護、地方政府への支援等を含むという。なお、政府の危機対策パッケージの発表後、これまでに約

150万件の申請が提出されており、社会保障費の支払い免除申請が最も多いという。

#### 危機対策パッケージへのEU基金の活用【22日】

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する危機対策パッケージには、零細・中小企業、N GO、財団、協会等を対象とした雇用主への賃金補償がある。これは、従業員への給与及び社会保障費支払いに関し、売上の減少状況に応じ、最低月額賃金の50%、70%、90%及び同額相当分の社会保障費を上限として支援するもの。労働局によると、これまでに同助成に対し8,200件の申請が寄せられている。基金・地域政策省によれば、同支援にはEU基金(欧州社会基金)が財源として活用される予定で、総額26億ズロチを見込んでいる。政府の試算では、同支援により50万件の雇用が守られる。

### マクロ経済動向・統計

#### ムーディーズによる経済見通し【16日】

格付け会社ムーディーズは、ポーランドの経済成長率に関し、2020年はマイナス2%、2021年は3.4%と予測。また、財政赤字の対GDP比については、2020年は6.8%、2021年は2.9%と予測している。なお、ポーランドの格付けについては、現在「A2」で見通しは「安定的」としているが、現下の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響に鑑み、引き上げはほぼ見込まれないとの見方を示した。

#### 3月のコア・インフレ率【16日】

ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた3月のコア・インフレ率は対前年同月比

3.6%増、対前月比0.5%増となった。

#### フィッチ、ポーランドのGDP成長率予測を更に引き下げ【22日】

格付け機関フィッチは、ポーランドの2020年のGDP成長率予測について、前回発表時のマイナス0.6%からマイナス1.7%と更に引き下げた。他方で、2021年については、前回発表の3.8%から4.3%に予測を引き上げた。2020年四半期毎のGDP成長率については、第2四半期はマイナス3.9%、第3四半期はマイナス3.3%、第4四半期はマイナス1.9%となると予測。2020年の個人消費は3.4%減となるものの、投資は0.4%に微増すると見ている。

### ポーランド産業動向

#### 道路投資関連動向【16日】

モラヴィエツキ首相は、経済刺激のため公債の発行を続けるとし、雇用のために、より多くの経済活動に関する基金への投資を行うと述べた。アダムチク・インフラ大臣も、投資による中小企業への経済的刺激を強調している。政府は、道路建設に関しても投資を中断する予定はなく、今後9年間で360億ズロチの投資が見込まれ、2020年中に32億ズロチの投資により、地区道路1,708km、自治体による道路1,759kmの合計3,467kmの建設が見込まれる。なお、2019年中には、60億ズロチで約6,000kmの道路建設が行われた。

#### 新型コロナウイルス感染症による賃金削減の影響【1

#### 7日~20日】

民間医療サービス業メディカバー・ポーランド社は、全従業員の給与を削減すると発表した。削減額は、従業員の給与15%、取締役会構成員の給与35%となる。同社は、医療サービスの継続、安全性を確保しつつ、不要な業務を削減することが優先課題とし、今回の措置は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大による一時的なものと強調した。また、国営ポーランド航空(LOT)も、給与削減計画を公表し、客室乗務員の給与を2,600ズロチ程度、パイロットの給与を7,000ズロチに削減するとした。

#### 賃金・雇用関連動向【20日】

ポーランド中央統計局(GUS)が従業員9名以上の

企業を対象に行った調査によれば、ポーランドの3月の平均賃金は5,489.21ズロチで、前年比6.3%増、雇用は同比0.3%増となった。他方、3月初旬と比較し0.5%減少している。

#### 鉱工業生産のトレンド【21日】

ポーランド中央統計局(GUS)によれば、ポーランドの3月の鉱工業生産は対前年同月比2.3%減で、専門家が予測していた2.1%減よりも厳しい状況となった。一方で対前月比では2.4%増加している。

#### EUにおける新たな税制度の創設の可能性【21日】

コシチンスキ財務大臣は、英フィナンシャル・タイムズ紙に対し、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大による経済的影響を抑制するため、EUは新たな税制度を構築し、タックスヘイブンを削減すべきと述べた。また、同大臣は、23日のEU財務相会議においてフランスが提案するCOVID-19対策

予算(5,000億ユーロ)を支持するが、新たな資金調達の財源として、デジタル税、金融取引税、炭素国境税を検討する必要があるとも述べた。

#### ポーランドの小売売上の減少【22日】

ポーランド中央統計局(GUS)によれば、3月のポーランドの実質小売売上高は、対前年比9%減、衣料品・靴は対前年比49.6%、自動車は同比30.9%の売上減となった。他方、医薬品・化粧品は8.8%、食品・飲料・タバコは2.5%の売上増となった。また、3月の名目小売売上高は、対前年比で7.1%減、前月比3.3%減となった。

#### モラヴィエツキ首相の新中央空港事業に関する発言【22日】

モラヴィエツキ首相は、民間投資が抑制されているため、公共投資を進めるべきとし、新中央空港(CPK)事業についても維持に努めると述べた。

### エネルギー・環境

#### 国営石油企業PKN Orlen社による国営電力企業Energa社の買収動向【18日】

18日、国営石油企業PKN Orlen社は、国営電力企業Energa社の買収に関し、財務省と合意した。Orlen社のオバイテク社長は、グダンスクにグループ拠点を置き、雇用政策を継続すると述べた。欧州委員会は既に同買収を許可しており、Orlen社はEnerga社の全株式を取得するため、株式買取り価格を1株7ズロチから8.35ズロチに引き上げた(期間は4月22日まで)。

#### クルティカ気候大臣の新型コロナウイルス感染症のエネルギー政策への影響に関する発言【21日】

クルティカ気候大臣は、2020年にポーランドのエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合が15%に達するかは不明であるが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大による電力需要の減少がエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を高めるだろうと述べた。また、2030年、2050年の新たなCO2削減目標は、COVID-19の影響も含めて議論すべきとしている。

### 大使館からのお知らせ

#### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われれないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年4月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキ

ア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

現在、ポーランドでの永住権又は一時滞在許可証を有する者、ポーランドでの労働の権利を有する者、ポーランド国民の配偶者又は子女、ポーランド国民の恒常的な扶養の下にある者等を除き、外国人のポーランド入国は認められていません。

また、国際旅客機についてもポーランドに帰国するポーランド国民の運送や自国民の帰国を目的として外国政府の指示により運行されるチャーター便を除き、ポーランド国内の空港への着陸が禁じられており、国境を通過する列車への乗客の乗車も禁じられています。

居住地への帰国のため国境を越えようとする方は、現状、ドイツから陸路(車両もしくは徒歩)でのみ入境可能ですが、通過の翌日から換算して14日間の自宅隔離措置が義務付けられ、国境通過時に国境警備隊員に対し、居住地又は滞在地(同場所において自宅隔離措置を実施)及び本人と連絡が可能な電話番号の情報を提供する必要があります。

大規模商業施設や飲食店、理髪店等の営業も制限されており、学校、幼稚園、保育園、大学の授業は停止されています(再開時期は未定)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、屋外や商店等では人と人の間に2メートル以上の距離を取ることとされ、公共の場ではマスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、街中の道、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号：22-696-5005（受付時間：月～金曜日 9:00～12:30, 13:30～17:00）

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間 ※入館については一時見合わせ中

平日 9:00 - 12:30, 13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせます。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00, Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp), 住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

## 文化行事・大使館関連行事

### 【予定】ポフシン植物園での日本月間【4月25日(土)～5月3日(日)】

ポフシン植物園にて「日本月間」が開催されます。展覧会「浜松の子供たち」が実施されます。

主催：ポーランド科学アカデミー植物園・ポフシン生物多様性保全センター

場所：ワルシャワ市、ポフシン植物園, ul. Prawdziwka 2

詳細：<https://www.ogrod-powsin.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

### 皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

### 【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))